

改 正 後	現 行
<u>第九の二 就労選択支援</u> <u>1 人員に関する基準</u> <u>(1) 就労選択支援員（基準第 173 条の 3 第 1 項）</u> <u>就労選択支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を 15 で除した数以上でなければならないこと。</u> <u>ただし、一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援 A 型、指定就労継続支援 B 型（以下第十三において「生活介護等」という。）の事業を行う事業所（以下「生活介護事業所等」という。）に配置される常勤の職業指導員、生活支援員又は就労移行支援員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、就労選択支援員に従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できるものとする。</u> <u>なお、就労選択支援員は、就労選択支援員養成研修を修了している者が行うこと。ただし、令和 10 年 3 月 31 日までは、経過措置として、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」（以下この節において「基礎的研修」という）又は基礎的研修と同等以上の研修を修了した者については、就労選択支援員養成研修を修了しなくとも、就労選択支援員の業務に従事できることとする。</u>	(新設)

改 正 後	現 行
<u>(2) 準用（基準第 173 条の 4）</u> <u>基準第 51 条については、指定就労選択支援に準用されるものであることから、第四の 1 の(7)の①を参照されたい。</u> <u>2 設備に関する基準（基準第 173 条の 5）</u> <u>(1) 指定就労選択支援事業所</u> <u>指定就労選択支援事業所とは、指定就労選択支援を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定就労選択支援を提供する場合については、これらを事業所の一部（出張所）とみなして設備基準を適用するものである。</u> <u>(2) 訓練・作業室等の面積及び数</u> <u>指定就労選択支援事業所における訓練・作業室等、面積や数の定めない設備については、利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な指定就労選択支援が提供されるよう、適当な広さ又は数の設備を確保しなければならないものとする。例えば、指定就労選択支援事業所における生産活動について、複数種類の活動を行う場合には、当該活動の種類ごとに訓練・作業室を区分するとともに、それぞれの活動に適した設備と広さを確保する必要があること。</u> <u>(3) 設備及び備品等</u> <u>指定就労選択支援事業者は、指定就労選択支援に必要な設備及び備</u>	

改 正 後	現 行
<u>品等を確保するものとする。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定就労選択支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた備品及び設備等を使用することができるものとする。</u> <u>なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</u> <u>3 運営に関する基準</u> <u>(1) 実施主体（基準第 173 条の 6）</u> <u>指定就労選択支援事業者は、就労移行支援等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去 3 年以内に 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又はその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県が認める事業者でなければならない。</u> <u>その他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県が認める事業者については、例えば、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター又は障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関であって、過去 3 年以内に合計 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものを指す。ただし、同一市区町村内に就労選択支援事業所が存在しない場合には、例えば、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、指定申請前の過去 10 年間の任意の連続する 3 年間に合計 3 人以上の利用者が新たに通常の</u>	

改 正 後	現 行
<u>事業所に雇用されたものについても、認めて差し支えない。</u> <u>また、就労移行支援事業所等の事業運営が3年に満たない場合であっても、就労移行支援事業所等の利用を経て新たに通常の事業所に雇用された者が合計3人以上いる場合には、指定就労選択支援の実施主体としての要件を満たすこととする。</u> <u>なお、当該指定は次期更新の際まで有効なものであり、指定更新時に必要となる要件については別途定める。</u> <u>(2) 評価及び整理の実施（基準第173条の7）</u> <u>就労選択支援事業者は、障害の種類及び程度、就労に関する意向及び経験、就労するために必要な配慮及び支援、適切な作業の環境等（以下「アセスメント項目」という。）に関するアセスメントを行う。</u> <u>アセスメントについては、作業やコミュニケーション等に関する行動観察が極めて重要であることから、対面での実施を基本とする。</u> <u>一方で、多機関連携によるケース会議や利用者等へのアセスメント結果の提供、事業者等との連絡調整については、対面での実施が難しい場合など、必要に応じて、テレビ電話装置等を活用した支援を実施しても差し支えない。</u> <u>障害者職業・生活支援センターその他の関係機関が実施するアセスメントの中にアセスメント項目が含まれている場合は、当該アセスメントを活用することができる。ただし、当該アセスメントにおいて不足する内容や更新する内容があれば追加的にアセスメントを行うこと。ま</u>	

改 正 後	現 行
<u>た、その他の機関としては、就労系障害福祉サービス事業所、特別支援学校、障害者職業センターや職業能力開発校等を想定している。</u> <u>なお、就労選択支援事業者が活用できる他機関によるアセスメントは、原則1年以内に実施されたものとする。また、本人の置かれている環境に変化があった場合、疾病、事故等による本人自身の能力や機能が大きく変化した場合、障害福祉サービスの利用を経て、就労能力や就労に関する意向等が大きく変化した場合は、同様のアセスメントから1年経過していない場合でも改めてアセスメントを実施することを可能とする。</u> <u>就労選択支援事業者が、関係機関の担当者等を招集して会議を行う際、他の関係機関との利用者の個人情報等の共有等に当たっては、予め書面にて利用者の同意を得るなど、適切な手続きを経るよう留意すること。</u> <u>指定特定相談支援事業者所については今後の障害福祉サービスの利用を含めて一貫した支援を行う観点から特に密接な連携が求められる。指定就労選択支援事業者は、本人の同意を得た上で、会議の場での共有やアセスメント結果の速やかな提供に加え、必要に応じて随時情報共有を行うこと。</u> <u>(3) 関係機関との連絡調整等の実施（基準第173条の8）</u> <u>指定就労選択支援事業者は、サービス提供記録の中で1日単位の支援内容を記録するものとする。利用者ごとに、指定基準第173条の7及び</u>	

改正後	現 行
<u>第 173 条の 8 第 1 項に定めるもののうち未実施の事項がある場合は、就労選択支援サービスを適切に提供しておらず、当該利用者に対して行った就労選択支援の基本報酬は算定できないこととなるので留意すること。ただし、利用者都合により支援が途中で中断した場合にはこの限りではない。</u> <u>(4) 準用（基準第 173 条の 9）</u> <u>① 第 9 条から第 20 条まで、第 23 条、第 28 条、第 33 条の 2、第 35 条の 2 から第 41 条まで、第 57 条、第 60 条、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 74 条、第 75 条（第 2 項第 1 号を除く。）、第 84 条、第 85 条、第 86 条から第 92 条まで、第 159 条及び第 170 条の 2 の規定は、就労選択支援の事業に準用されることから、第三の 3 の（1）、（4）から（10）まで、（13）、（17）、（23）及び（26）から（32）まで並びに第四の 3 の（6）及び（9）、（15）、（17）、（19）、（22）及び（23）並びに第五の 3 の（3）、（4）、（5）から（11）まで並びに第八の 3 の（1）並びに第九の 3 の（3）並びに第十の 3 の（7）を参照されたい。</u>	第十 就労移行支援 1 人員に関する基準 （1）職業指導員及び生活支援員（基準第 175 条第 1 項第 1 号） 職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を 6 で除した数以上でなければならないもの